

公民館の「位置付け」見直し 検討について

公民館の位置付けの見直しを 検討する理由

公民館（を含む地域集会施設）老朽化の進行
+
今後、さらなる少子化・人口減少による財政負担増
||
これまでのような「建替による施設の更新」は
抑制せざるを得ない

公民館の位置付けの見直しを 検討する理由

他の地域集会施設（地区・住民センター等）と違い、
公民館は社会教育法に基づく教育施設

↓
他の地域集会施設と同列にする見直しができるか、
他施設も有効に活用して生涯学習活動ができるか？
（市長部局の考え）

公民館の位置付けの見直しを 検討する理由

公民館の位置付けを見直さなくても
他施設の活用はできるのでは？
↓
見直さないということは
「公民館」という位置付けの施設を維持しなければ
ならない？（→建替の抑制と相反する）

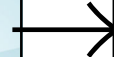
公民館の位置付けの見直しを検討する理由

他施設を「公民館」と位置付けることはできないか？



「公民館」は社会教育法に基づき、教育施設として

- 定期講座の開設、講習会・講演会等の開催等の事業実施
- 営利・政治・宗教団体が不特定多数の参加者を集める使用を禁止
- 飲酒を伴う使用も原則禁止



公民館の位置付けの見直しを検討する理由

他施設を「公民館」と位置付けることはできないか？



他施設にはそうした制限がなく
他施設を「公民館」とした場合は
このような利用形態を取ってきた利用者が
使えなくなるおそれ

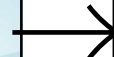


公民館の位置付けの見直しを検討する理由

今の公民館はなくなさなければならないのか？



建物（ハード）の維持が難しくなっても
公民館の取組（ソフト）を継続・発展させるための
手法を検討する



公民館の取組とは何か

～旭川市公民館が担っているもの～

- ・各世代の課題や社会の要請に対応できる力を養う学習機会の提供
- ・地域住民の生涯学習活動に応える身近な学習・交流・発表の場としての拠点



他施設で「学習機会の提供」はできるのか
他施設を「拠点」にすることはできるのか

何をどのように検討するか

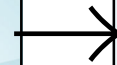
公民館の位置付けを次の3つに分けて検討する（案）

- ・ 1案…全ての公民館を「公民館」として位置付け

（ハード）・引き続き社会教育法に基づいて施設運営

（ソフト）・引き続き社会教育法に基づいて事業取組

※施設が使用できない状態になったときの対応が見通せない



何をどのように検討するか

公民館の位置付けを次の3つに分けて検討する（案）

- ・ 2案…一部の公民館を「公民館」として位置付け

（ハード）・引き続き「公民館」とする施設の選定と理由
・ 位置付けを持たない施設運営のあり方を検討

（ソフト）・位置付けを持たない施設の事業取組に対して
社会教育法に変わる実施根拠が必要



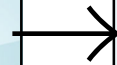
何をどのように検討するか

公民館の位置付けを次の3つに分けて検討する（案）

- ・ 3案…全ての公民館で「公民館」の位置付けを持たない

（ハード）・位置付けを持たない施設運営のあり方を検討

（ソフト）・事業取組に対して社会教育法に変わる実施根



何をどのように検討するか

各案のメリットとデメリットを3つの視点から整理

- ・ 市民の視点
 - （公民館利用者）
 - （地域集会施設利用者）
 - （地域住民）
- ・ 行政の視点
 - （市長部局）
 - （教育委員会）
- ・ 第三者の視点
 - （類似事例がある自治体）

答申の内容（案）について

各案に対する視点を踏まえ総合的に判断して…

- ・最も良いと考えられる案に絞り，その理由を示す
- ・各案を優先順位付けして，その理由を示す